

# 2010年・愛知自治体キャラバン集約資料

## 介護保険条例

### 目 次

1. 名古屋市 .....	1
3. 岡崎市 .....	10
12. 豊田市 .....	22
22. 知多北部広域連合（東海市・大府市・知多市・東浦町） .....	30
35. 弥富市 .....	46

発 行 愛知自治体キャラバン実行委員会

## 1. 名古屋市

[4]②

## ○名古屋市介護保険条例

平成12年3月24日  
条例第21号

名古屋市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成11年名古屋市条例第28号)の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 介護認定審査会(第3条・第4条)
- 第3章 保険給付(第5条—第6条の4)
- 第4章 保険料(第7条—第17条)
- 第5章 雜則(第18条—第22条)

## 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、本市が行う介護保険について、その実施に関する基本方針を明らかにするとともに、法令に定めるものを除くほか必要な事項を定めることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 本市は、市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的として、次の各号に掲げる基本方針に基づき、介護保険を健全かつ円滑に行うものとする。

- (1) 介護を必要とする市民の主体的な生き方や人間性が尊重され、人としての尊厳が重んじられるよう配慮すること。
- (2) 介護を必要とする市民が、可能な限り、住み慣れた家庭や地域において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- (3) 介護を必要とする市民一人一人の意向と選択を尊重し、利用者本位の介護サービスが安心して受けられるようサービスの質の確保、利用者保護等に配慮すること。
- (4) 介護を必要とする市民の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- (5) 市民が介護を必要とする状態にならないように予防するとともに、介護を必要とする市民に対しては、その状態の軽減又は悪化の防止に資するよう配慮すること。
- (6) 市民の共同連帯の理念を尊重し、市民の意見が適切に反映されるよう配慮すること。

## 第2章 介護認定審査会

## (介護認定審査会の委員の定数)

第3条 名古屋市介護認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、624人以内とする。

## (委任)

第4条 前条に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第3章 保険給付

## (特例居宅介護サービス費の額等)

第5条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第2項に規定する特例居宅介護サービス費の額、法第42条の3第2項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額、法第47条第2項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額、法第49条第2項に規定する特例施設介護サービス費の額、法第51条の4第2項に規定する特例特定入所者介護サービス費の額、法第54条第2項に規定する特例介護予防サービス費の額、法第54条の3第2項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の額、法第59条第2項に規定する特例介護予防サービス計画費の額及び法第61条の4第2項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の額は、それぞれこれらの規定により市町村が当該額を定める際の基準とされている額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、別に定める額とができる。

## (居宅介護サービス費等の額の特例等)

第6条 法第50条又は第60条の規定に基づく居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例(以下「居宅介護サービス費等の額の特例等」という。)の適用を受けようとする者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第83条第1項又は第97条第1項に規定する特別の事情を証明する書類を添付して、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 要介護被保険者又は要支援被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 居宅介護サービス費等の額の特例等の適用を受けようとする理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 居宅介護サービス費等の額の特例等の適用を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

## (市特別給付)

第6条の2 本市は、法第62条の規定に基づき、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者(以下「特別給付対象者」という。)が、市長が指定する者(以下「指定特別給付事業者」という。)から生活援助型配食サービス(特別給付対象者の居宅に食事を配送



し、及び安否の確認を行うサービスをいう。以下「配食サービス」という。)を受けたときは、当該特別給付対象者に対し、当該配食サービスに要した費用について、配食サービス費を支給する。

2 前項の配食サービス費の額は、食事の配送及び安否の確認に要する費用として規則で定める額の100分の90に相当する額とする。

3 特別給付対象者が指定特別給付事業者から配食サービスを受けたときは、本市は、当該特別給付対象者が当該指定特別給付事業者に支払うべき当該配食サービスに要した費用について、配食サービス費として当該特別給付対象者に対し支給すべき額の限度において、当該特別給付対象者に代わり、当該指定特別給付事業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、特別給付対象者に対し配食サービス費の支給があつたものとみなす。

#### (配食サービス費の額の特例)

第6条の3 市長が、災害その他の規則で定める特別の事情があることにより、配食サービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた特別給付対象者が受ける配食サービスについて前条第2項に定める規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超える100分の100以下の範囲内において規則で定める割合」とする。

2 第6条の規定は、前項の規定による特例の適用の申請等について準用する。

#### (指定特別給付事業者の指定)

第6条の4 第6条の2第1項の指定は、規則で定めるところにより、配食サービス事業を行う者の申請により、配食サービス事業を行う事業所ごとに行う。

2 前項に定めるもののほか、指定特別給付事業者の指定の基準その他必要な事項は、市長が定める。

### 第4章 保険料

#### (保険料率及び保険料の額)

第7条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項の基準に基づき算定するものとし、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 24,893円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 24,893円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 37,339円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者

ア イに掲げる者以外の者 49,785円

イ 令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する者 41,322円

(5) 次のいずれかに該当する者 53,768円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第7号イ又は第8号イに該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 62,232円

ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第8号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 74,678円

ア 合計所得金額が200万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 87,124円

ア 合計所得金額が400万円以上700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 99,570円

2 前項の保険料率により算定する当該年度における保険料の額は、その10円未満の端数を切り捨てる。

#### (保険料の額の算定)

第8条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の額については、当該年度の7月中に前条の規定による算定(以下「確定賦課」という。)を行うものとし、確定賦課を行う前においては、当該年度の前年度分(以

下この条において「前年度分」という。)の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の課税の状況並びに前年度分の市町村民税に係る合計所得金額及び所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額を基礎とした前条の規定の例による算定(以下「暫定賦課」という。)を行う。

(普通徴収の方法等)

第9条 普通徴収の方法によって徴収する保険料は、毎月徴収するものとし、当該月分の納期は、1日から末日(12月にあっては、翌年の1月4日)(その日が、民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日等でない日)までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該月分の納期を別に定めることができる。

2 前項の各納期の納付額は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。

(1) 6月までの各納期の納付額 暫定賦課により算定した保険料の額(特別徴収の方法によって徴収すべき保険料の額であって既に徴収された保険料の額がある場合には、当該徴収された額を控除した額)を納期の数で除して得た額

(2) 前号以外の各納期の納付額 当該年度分の保険料の額から6月までの各納期の納付額の合算額(特別徴収の方法によって徴収すべき保険料の額であって既に徴収された保険料の額がある場合には、当該徴収された額を加えた額とする。以下「6月までの納付額及び特別徴収済額」という。)を控除した額を7月以後の納期の数で除して得た額

3 前項の規定により算定した各納期の納付額に100円未満の端数があるとき、又はその納付額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期の納付額に合算する。

(仮徴収額の変更)

第9条の2 市長は、法第140条第1項に規定する第1号被保険者について、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とが異なる場合には、法第140条第2項の規定により、第2号に掲げる額を、当該年度の初日の属する年の6月1日から7月31日まで及び8月1日から9月30日までの間ににおいて、それぞれ特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 法第140条第1項の規定により徴収する保険料額

(2) 暫定賦課の例により算定した保険料の額を2で除した額から前号に掲げる額を控除した額を2で除して得た額(100円未満の端数は、切り捨てる。)

第9条の3 市長は、法第140条第2項に規定する第1号被保険者について、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とが異なる場合には、省令第158条第2項の規定により、第2号に掲げる額を、当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間ににおいて、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 当該年度の初日の属する年の6月1日から7月31日までの間ににおいて、特別徴収の方法により徴収する保険料額

(2) 暫定賦課の例により算定した保険料の額を2で除した額から前条第1号及び前号に掲げる額を控除して得た額(100円未満の端数は、切り捨てる。)

第9条の4 市長は、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間ににおいて、特別徴収の方法により徴収する保険料額を、第9条の2第2号又は前条第2号に掲げる額とすることが適當でないと認められる特別な事情がある場合は、市長が定める額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。

第9条の5 前3条の規定は、法第134条第2項又は第3項の規定による通知に係る第1号被保険者について、法第135条第2項の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(暫定賦課が行われている特別徴収対象被保険者に係る保険料の徴収の方法等)

第10条 暫定賦課が行われている第1号被保険者について法第135条第1項の規定により特別徴収の方法(以下「本徴収」という。)によって保険料の一部を徴収しようとする場合においては、確定賦課の際に普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期(法第139条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期を除く。)を当該年度の4月から9月までの各月に変更するものとし、当該月分の納期については第9条第1項の規定を準用する。

2 前項の規定により変更された各納期のうち7月から9月までの各納期の納付額は、当該年度分の保険料の額から、次項に定める本徴収によって徴収する保険料の額並びに6月までの納付額及び特別徴収済額を控除した額を3で除して得た額とする。

3 第1項の第1号被保険者について本徴収によって徴収する保険料の額は、当該年度分の保険料の額の2分の1の額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、6月までの納付額及び特別徴収済額が当該年度分の保険料の額の2分の1の額を超える場合は、当該年度分の保険料の額から6月までの納付額及び特別徴収済額を控除した額とする。

4 第9条第3項の規定は、第2項の規定により算定した各納期の納付額について準用する。

5 市長は、普通徴収の方法によって徴収する保険料について第9条及び前各項の規定による納期又は各納期の納付額により難いと認めるときは、別に納期又は各納期の納付額を定めることができる。

(法第134条第2項又は第3項の通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険料の徴収の方法等)

第10条の2 前条の規定は、法第134条第2項又は第3項の規定による通知に係る第1号被保険者について、法第135条第2項の規定により特別徴収の方法によって保険料の一部を徴収しようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(法第134条第4項の通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険料の徴収の方法等)

第10条の3 市長は、法第134条第4項の規定による通知に係る第1号被保険者について、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とが異なる場合には、法第135条第3項の規定により、第2号に掲げる額を、当該年度の初日の属する年の4月1日から5月31日まで、6月1日から7月31日まで及び8月1日から9月30日までの間ににおいて、それぞれ特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 法第135条第4項の規定により徴収する保険料額

(2) 前年度における第7条の規定による保険料の額を6で除して得た額(100円未満の端数は、切り捨てる。)

(法第134条第5項の通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険料の徴収の方法等)

第10条の4 法第134条第5項の規定による通知に係る第1号被保険者について法第135条第3項の規定により特別徴収の方法によって保険料の一部を徴収しようとする場合においては、普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期(法第139条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期を除く。)を当該年度の4月及び5月の各月に変更するものとし、当該月分の納期については第9条第1項の規定を準用する。

2 前項の規定により変更された各納期の納付額は、暫定賦課により算定した保険料の額を2で除した額(10円未満の端数は、切り上げる。)から法第135条第3項の規定により特別徴収の方法によって徴収する保険料の額を控除した額を2で除して得た額とする。

3 市長は、第1項の第1号被保険者について、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とが異なる場合には、法第135条第3項の規定により、第2号に掲げる額を、当該年度の初日の属する年の6月1日から7月31日まで及び8月1日から9月30日までの間ににおいて、それぞれ特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 法第135条第4項の規定により徴収する保険料額

(2) 暫定賦課により算定した保険料の額を6で除して得た額(100円未満の端数は、切り捨てる。)

4 第9条第3項の規定は、第2項の規定により算定した各納期の納付額について準用する。

5 市長は、普通徴収の方法によって徴収する保険料について第9条及び前各項の規定による納期又は各納期の納付額により難いと認めるときは、別に納期又は各納期の納付額を定めることができる。  
(支払回数割保険料額の見込額の変更)

第10条の5 市長は、第10条の3に規定する第1号被保険者について、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とが異なる場合には、省令第158条の2第1項の規定により、第2号に掲げる額を、当該年度の初日の属する年の6月1日から7月31日まで及び8月1日から9月30日までの間ににおいて、それぞれ特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 当該年度の初日の属する年の4月1日から5月31日までの間ににおいて、特別徴収の方法により徴収する保険料額

(2) 暫定賦課の例により算定した保険料の額を2で除した額から前号に掲げる額を控除した額を2で除して得た額(100円未満の端数は、切り捨てる。)

第10条の6 市長は、第10条の3又は第10条の4第1項に規定する第1号被保険者について、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とが異なる場合には、省令第158条の3第1項の規定により、第2号に掲げる額を、当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間ににおいて、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 当該年度の初日の属する年の6月1日から7月31日までの間ににおいて、特別徴収の方法により徴収する保険料額

(2) 暫定賦課の例により算定した保険料の額を2で除した額から当該年度の初日の属する年の4月1日から5月31日までの間ににおいて、特別徴収の方法により徴収する保険料額(第10条の4第1項に規定する第1号被保険者にあっては5月までの各納期の納付額の合算額)及び前号に掲げる額を控除して得た額(100円未満の端数は、切り捨てる。)

第10条の7 市長は、第10条の3又は第10条の4第1項に規定する第1号被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間ににおいて、特別徴収の方法により徴収する保険料額を、第10条の5第2号又は前条第2号に掲げる額とすることが適当でないと認められる特別な事情がある場合は、市長が定める額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(法第134条第6項の通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険料の徴収の方法等)

第10条の8 第10条の4の規定は、法第134条第6項の規定による通知に係る第1号被保険者について、法第135条第3項の規定により特別徴収の方法によって保険料の一部を徴収しようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料)

第11条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合(当該資格を取得した日の属する月に当該資格を喪失した場合を除く。)における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、当該資格を取得した日の属する月から、第7条の規定による保険料の額により月割をもって算定する。

2 前項の規定により保険料の額を算定する場合における第7条第1項の規定の適用については、同項中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、第7条の規定による保険料の額により月割をもって算定する。

4 保険料の賦課期日(賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合は、当該資格を取得した日とする。第17条において同じ。)後に令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、口若しくはハ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口又は第6号口の規定(以下「被保護者等該当規定」という。)に該当するに至った第1号被保険者(同項第1号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至ったことに伴い被保護者等該当規定に該当するに至った者を除く。)に係る保険料の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

(1) 当該該当するに至った日(以下「該当日」という。)前において課されていた保険料の額により、該当日の属する月の前月まで月割をもって算定した額

(2) 当該該当するに至った被保護者等該当規定に係る第7条の規定による保険料の額により、該当日の属する月から月割をもって算定した額

5 第1項及び前2項の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(保険料の額の通知)

第12条 市長は、普通徴収に係る保険料の額を決定したときは、直ちに、その額を第1号被保険者に通知しなければならない。その額を変更したときも、また同様とする。

(督促)

第13条 普通徴収に係る保険料の納付義務者が納期限までに保険料を完納しない場合においては、市長は、納期限後100日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状により指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して10日以上経過した日とする。(延滞金)

第14条 普通徴収に係る保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が1,000円以上であるときは当該金額(100円未満の端数は、切り捨てる。)に年7.3パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額を計算する場合において、10円未満の端数を生じたとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 市長は、前項本文の場合において、特別の理由があると認めるときは、同項の規定による延滞金を減免することができる。

(保険料の徴収猶予)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより、保険料の納付義務者が納付すべき保険料を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って、保険料の徴収を猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が、震災、風水害:火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 主たる生計維持者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事情があること。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

(2) 保険料の年度、納期限及び金額

(3) 徴収猶予を受けようとする理由

(4) その他市長が必要と認める事項

(保険料の減免)

第16条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当することにより、保険料の納付義務者が納付すべき保険料の全部又は一部を納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請により、規則で定めるところにより、保険料を減免することができる。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限(特別徴収に係る保険料の減免については、法第135条第3項に規定する特別徴収対象年金給付の支払の日)までに、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

(2) 保険料の年度、納期限及び金額

(3) 減免を受けようとする理由

(4) その他市長が必要と認める事項

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

## (保険料に関する申告)

第17条 第1号被保険者は、市長が別に定める場合を除き、毎年度6月30日まで(6月16日以後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、当該第1号被保険者の所得、保険料の賦課期日における当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員に係る市町村民税の課税の状況その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

## 第5章 雜則

(罰則) 第18条 市長は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第19条 市長は、法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

第20条 市長は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第21条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する介護給付費納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

## (委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## 附 則(平成12年条例第86号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

## 附 則(平成15年条例第25号)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の名古屋市介護保険条例の規定中保険料に関する部分は、平成15年度分の保険料から適用し、平成14年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則(平成17年条例第34号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則(平成17年条例第64号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

## 附 則(平成18年条例第27号)

改正 平成18年条例第76号

## (施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

## (改正後の保険料の適用)

第2条 この条例による改正後の名古屋市介護保険条例(以下「新条例」という。)の規定中保険料に関する部分は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

## (保険料率及び保険料の額の特例)

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「平成18年改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度における保険料率は、新条例第7条第1項の規定にかかわらず、保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新条例第7条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。)が課されていないものとした場合、次のいずれかに該当するもの

ア 新条例第7条第1項第1号に該当する者 34,837円

イ 新条例第7条第1項第2号に該当する者 34,837円

ウ 新条例第7条第1項第3号に該当する者 43,810円

(2) 新条例第7条第1項第5号に該当する者であって、その者並びにその者の属する世帯の世帯主及び世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受ける者に限る。)が平成18年度分の市町村民税が課されていないものとした場合、次のいずれかに該当するもの

ア 新条例第7条第1項第1号に該当する者 39,587円

イ 新条例第7条第1項第2号に該当する者 39,587円

ウ 新条例第7条第1項第3号に該当する者 48,032円

エ 新条例第7条第1項第4号に該当する者 57,005円

2 新条例第7条第2項の規定は、前項の保険料率により算定する平成18年度における保険料の額について準用する。

第4条 平成18年改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度における保険料率は、新条例第7条第1項の規定にかかわらず、保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 新条例第7条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及び世帯員が平成19年度分の市町村民税が課されていないものとした場合、次のいずれかに該当するもの

ア 新条例第7条第1項第1号に該当する者 43,810円

イ 新条例第7条第1項第2号に該当する者 43,810円

ウ 新条例第7条第1項第3号に該当する者 48,032円

(2) 新条例第7条第1項第5号に該当する者であって、その者並びにその者の属する世帯の世帯主及び世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受ける者に限る。)が平成19年度分の市町村民税が課されていないものとした場合、次のいずれかに該当するもの

ア 新条例第7条第1項第1号に該当する者 52,782円

イ 新条例第7条第1項第2号に該当する者 52,782円

ウ 新条例第7条第1項第3号に該当する者 57,005円

エ 新条例第7条第1項第4号に該当する者 61,228円

2 新条例第7条第2項の規定は、前項の保険料率により算定する平成19年度における保険料の額について準用する。

(保険料の額の算定の特例)

第5条 平成18年度における普通徴収の方法によって徴収する附則第3条に規定する保険料の額については、新条例第8条の規定にかかわらず、7月中に附則第3条の規定による算定(以下「平成18年度確定賦課」という。)を行うものとし、平成18年度確定賦課を行う前においては、平成17年度分の市町村民税の課税の状況並びに同年度分の市町村民税に係る地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額及び所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額を基礎とした新条例第7条の規定の例による算定を行う。

第6条 平成19年度における普通徴収の方法によって徴収する附則第4条に規定する保険料の額については、新条例第8条の規定にかかわらず、7月中に附則第4条の規定による算定(以下「平成19年度確定賦課」という。)を行うものとし、平成19年度確定賦課を行う前においては、平成18年度分の市町村民税の課税の状況並びに同年度分の市町村民税に係る地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額及び所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額を基礎とした附則第4条の規定の例による算定(以下「平成19年度暫定賦課」という。)を行う。

2 平成19年度暫定賦課の場合において、附則第4条第1項第2号中「附則第6条第4項」とあるのは「附則第6条第2項」と読み替えるものとする。

3 新条例第9条第2項及び第3項の規定は、平成19年度において普通徴収の方法によって徴収する附則第4条に規定する保険料の各納期の納付額について準用する。この場合において、新条例第9条第2項第1号中「暫定賦課」とあるのは「平成19年度暫定賦課」と読み替えるものとする。

(平成19年度の仮徴収額の変更の特例)

第7条 市長は、附則第4条第1項各号に規定する第1号被保険者(以下「附則第4条経過措置対象者」という。)(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第140条第1項に規定する第1号被保険者に限る。)について、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とが異なる場合には、新条例第9条の2の規定にかかわらず、第2号に掲げる額を、平成19年6月1日から同年7月31日まで及び同年8月1日から同年9月30日までの間ににおいて、それぞれ特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 法第140条第1項の規定により徴収する保険料額

(2) 平成19年度暫定賦課の例により算定した保険料の額を2で除した額から前号に掲げる額を控除した額を2で除して得た額(100円未満の端数は、切り捨てる。)

第8条 市長は、附則第4条経過措置対象者(法第140条第2項に規定する第1号被保険者に限る。)について、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額とが異なる場合には、新条例第9条の3の規定にかかわらず、第2号に掲げる額を、平成19年8月1日から同年9月30日までの間ににおいて、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 平成19年6月1日から同年7月31日までの間ににおいて、特別徴収の方法により徴収する保険料額

(2) 平成19年度暫定賦課の例により算定した保険料の額を2で除した額から前条第1号及び前号に掲げる額を控除して得た額(100円未満の端数は、切り捨てる。)

第9条 市長は、平成19年6月1日から同年9月30日までの間ににおいて、特別徴収の方法により徴収する保険料額を、附則第7条第2号又は前条第2号に掲げる額とすることが適当でないと認められる特別な事情がある場合は、市長が定める額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(暫定賦課が行われている特別徴収対象被保険者に係る保険料の徴収の方法等の特例)

第10条 新条例第10条の規定は、暫定賦課が行われている第1号被保険者の附則第3条に規定する保険料の一部を、法第135条第1項の規定により特別徴収の方法(以下「本徴収」という。)によって徴収しようとする場合について準用する。この場合において、新条例第10条第1項中「確定賦課」とあるのは「平成18

年度確定賦課」と、「第9条第1項」とあるのは「新条例第9条第1項」と、同条第4項中「第9条第3項」とあるのは「新条例第9条第3項」と、同条第5項中「第9条」とあるのは「新条例第9条」と読み替えるものとする。

第11条 新条例第10条の規定は、平成19年度暫定賦課が行われている第1号被保険者の附則第4条に規定する保険料の一部を、本徵収によって徵収しようとする場合について準用する。この場合において、新条例第10条第1項中「暫定賦課」とあるのは「平成19年度暫定賦課」と、「確定賦課」とあるのは「平成19年度確定賦課」と、「第9条第1項」とあるのは「新条例第9条第1項」と、同条第4項中「第9条第3項」とあるのは「新条例第9条第3項」と、同条第5項中「第9条」とあるのは「新条例第9条」と読み替えるものとする。

第11条の2 前条の規定により読み替えて準用する新条例第10条の規定は、法第134条第2項又は第3項の規定による通知に係る附則第4条経過措置対象者について、法第135条第2項の規定により特別徵収の方法によって平成19年度分の保険料の一部を徵収しようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第11条の3 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例(平成18年名古屋市条例第76号)による改正後の名古屋市介護保険条例(以下「平成18年新条例」という。)第10条の3の規定は、法第134条第4項の規定による通知に係る附則第3条第1項各号に規定する第1号被保険者について、法第135条第3項の規定により特別徵収の方法によって平成19年度分の保険料の一部を徵収しようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2 平成18年新条例第10条の5から第10条の7までの規定は、法第134条第4項の規定による通知に係る附則第4条経過措置対象者について、法第135条第3項の規定により特別徵収の方法によって平成19年度分の保険料の一部を徵収しようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 平成18年新条例第10条の3の規定は、法第134条第4項の規定による通知に係る附則第4条経過措置対象者について、法第135条第3項の規定により特別徵収の方法によって平成20年度分の保険料の一部を徵収しようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第11条の4 平成18年新条例第10条の4、第10条の6及び第10条の7の規定は、法第134条第5項の規定による通知に係る附則第4条経過措置対象者について、法第135条第3項の規定により特別徵収の方法によって平成19年度分の保険料の一部を徵収しようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第11条の5 平成18年新条例第10条の8の規定により読み替えて準用する平成18年新条例第10条の4の規定は、法第134条第6項の規定による通知に係る附則第4条経過措置対象者について、法第135条第3項の規定により特別徵収の方法によって平成19年度分の保険料の一部を徵収しようとする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の特例)

第12条 平成18年度において保険料の賦課期日後に第1号被保険者(附則第3条第1項各号のいずれかに該当する者に限る。以下この条において同じ。)の資格を取得した場合(当該資格を取得した日の属する月に当該資格を喪失した場合を除く。)における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、当該資格を取得した日の属する月から、附則第3条の規定による保険料の額により月割をもって算定する。

2 前項の規定により保険料の額を算定する場合における附則第3条第1項の規定の適用については、同項中「保険料の賦課期日」とあるのは「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、附則第3条の規定による保険料の額により月割をもって算定する。

4 新条例第11条第5項の規定は、第1項及び前項の規定により算定された平成18年度における保険料の額について準用する。

第13条 平成19年度において保険料の賦課期日後に第1号被保険者(附則第4条第1項各号のいずれかに該当する者に限る。以下この条において同じ。)の資格を取得した場合(当該資格を取得した日の属する月に当該資格を喪失した場合を除く。)における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、当該資格を取得した日の属する月から、附則第4条の規定による保険料の額により月割をもって算定する。

2 前項の規定により保険料の額を算定する場合における附則第4条第1項の規定の適用については、同項中「保険料の賦課期日」とあるのは「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、附則第4条の規定による保険料の額により月割をもって算定する。

4 新条例第11条第5項の規定は、第1項及び前項の規定により算定された平成19年度における保険料の額について準用する。

(罰則の適用)

第14条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第76号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例(平成18年名古屋市条例第27号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成20年条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第15号)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の名古屋市介護保険条例の規定中保険料に関する部分は、平成21年度分の保険料から適用し、平成20年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成22年条例第20号)抄

1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条中第5条の改正規定、第2条、第3条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

3.

## ○岡崎市介護保険条例

平成12年3月24日  
条例第22号

## 目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 介護認定審査会(第2条)
- 第2章の2 介護保険運営協議会(第2条の2~第2条の4)
- 第3章 保険料(第3条~第9条の3)
- 第4章 雜則(第10条~第15条)
- 第5章 罰則(第16条~第20条)

## 附則

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この条例は、法令に定めがあるもののほか、市が行う介護保険に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 介護認定審査会

## (介護認定審査会の委員の定数)

第2条 岡崎市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、94人以内とする。

2 市長は、審査及び判定の件数その他の事情を勘案して、認定審査会に、必要と認める数の補充委員を置くことができる。

## 第2章の2 介護保険運営協議会

## (設置)

第2条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市が行う介護保険の円滑な運営に資するため、岡崎市介護保険運営協議会(以下この章において「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条の3 協議会は、市長の諮問に応じ、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第117条に規定する市町村介護保険事業計画の策定、変更その他介護保険事業の運営に関する重要な事項を調査審議する。

## (協議会の組織)

第2条の4 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 保健医療関係者

(2) 福祉関係者

(3) 学識経験のある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

## 第3章 保険料

## (保険料率)

第3条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者

24,600円

(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 24,600円

(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 36,900円

(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 49,200円

(5) 次のいずれかに該当する者 56,580円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第7号イに該当するものを除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 61,500円

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当するものを除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 73,800円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当するものを除く。)

(8) 前各号のいずれにも該当しない者 86,100円

(普通徴収に係る納期)

第4条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第1期	7月16日から同月31日まで
第2期	8月16日から同月31日まで
第3期	9月15日から同月30日まで
第4期	10月16日から同月31日まで
第5期	11月15日から同月30日まで
第6期	12月12日から同月27日まで
第7期	翌年1月16日から同月31日まで
第8期	翌年2月13日から同月末日まで

2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

3 次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。

4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があつた場合)

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、口若しくはハ、第2号口、第3号口、第4号口、第5号口又は第6号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の額の通知)

第6条 市長は、普通徴収に係る保険料の額を決定したときは、直ちに、その額を第1号被保険者に通知しなければならない。その額を変更したときも、同様とする。

(延滞金)

第7条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、市税の例によって計算した延滞金を認めなければならない。

(保険料の徴収猶予)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障がいを受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が特に認める事実があったとき。

2 前項の規定によって徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする理由

(3) 徴収猶予を受けようとする期間及び保険料の額

(保険料の減免)

第9条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち特に必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、市長の定めるところにより、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

第9条の2 市長は、第1号被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、保険料を減免することができる。

- (1) 第3条第1号に該当する者(政令第39条第1項第1号口に規定する者を除く。)又は第3条第2号に該当する者で、保険料の賦課期日(第1号被保険者が当該賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあって

は、当該第1号被保険者が当該資格を取得した日)現在において、賦課期日の属する年の前年の世帯収入金額(当該第1号被保険者の属する世帯のすべての世帯員(世帯主を含む。以下この条において同じ。)の前年の年間収入金額(1月から3月までの間に第1号被保険者の資格を取得したときは、前々年の年間収入金額)の合算額をいう。以下この条において同じ。)が60万円(世帯員の数が3人以上である場合にあっては、60万円に世帯員の数から2を減じた数に35万円を乗じて得た額を加算した金額)以下である世帯に属するもの(保険料の賦課期日の属する年度の年度分の市町村民税(特別区民税を含む。)が課されている者から生計の援助を受けている者(以下「生計の援助を受けている者」という。)を除く。)であって、資産等を活用してもなお保険料を納付することが困難であるもの

(2) 第3条第3号に該当する者で、前年の世帯収入金額が120万円(世帯員の数が3人以上である場合にあっては、120万円に世帯員の数から2を減じた数に35万円を乗じて得た額を加算した金額)以下である世帯に属するもの(生計の援助を受けている者を除く。)であって、資産等を活用してもなお保険料を納付することが困難であるもの

2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、市長の定めるところにより、申請書に減免を受けようとする理由を記載して市長に提出しなければならない。

第9条の3 前2条の規定により減免を申請した者は、保険料の減免に関して文書その他の物件の提出若しくは提示を求められ、若しくは依頼され、又は質問若しくは照会を受けたときは、これに応じなければならない。

#### 第4章 雜則

(基金の設置)

第10条 地方自治法第241条の規定に基づき、市が行う介護保険事業の財政の健全な運営に資するため、介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て)

第11条 基金として積み立てる額は、毎年度、介護保険特別会計(法第3条第2項に規定する特別会計をいう。第13条において同じ。)で定めた金額及び歳入歳出決算において剩余金を生じた場合における当該剩余金の範囲内の額とする。

(現金の管理)

第12条 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第13条 基金の運用から生ずる収益は、介護保険特別会計の歳入歳出予算に計上し、基金に受け入れるものとする。

(基金の処分)

第14条 市長は、介護保険事業の事業費の財源に充てるため必要があると認めるときは、基金を処分することができる。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

第16条 第1号被保険者が、法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第17条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第18条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第19条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第20条 前4条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(保険料率の特例)

第2条 平成12年度における保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(以下のこの条及び附則第6条において「旧令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 4,050円

(2) 旧令第38条第1項第2号に掲げる者 6,075円

(12)

- (3) 旧令第38条第1項第3号に掲げる者 8,100円
- (4) 旧令第38条第1項第4号に掲げる者 10,125円
- (5) 旧令第38条第1項第5号に掲げる者 12,150円

2 平成13年度における保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 旧令第38条第1項第1号に掲げる者 12,150円
- (2) 旧令第38条第1項第2号に掲げる者 18,225円
- (3) 旧令第38条第1項第3号に掲げる者 24,300円
- (4) 旧令第38条第1項第4号に掲げる者 30,375円
- (5) 旧令第38条第1項第5号に掲げる者 36,450円

(納期の特例)

第3条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 10月16日から同月31日まで
- 第2期 12月12日から同月27日まで
- 第3期 翌年2月13日から同月末日まで

2 平成13年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 第1期 7月16日から同月31日まで
- 第2期 8月16日から同月31日まで
- 第3期 9月14日から同月30日まで
- 第4期 10月16日から同月31日まで
- 第5期 12月12日から同月27日まで
- 第6期 翌年2月13日から同月末日まで

3 平成12年度において第4条第2項の規定を適用する場合において、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができます。」とする。

(保険料額の特例)

第4条 平成13年度においては、第4期から第6期までの納期に納付すべき保険料の額は、第1期から第3期までの納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本として市長が定める額とする。

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料の額(次条において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。)に相当する数を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次に掲げる額の合算額とする。

(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料の額(以下「平成13年度通年保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数に相当する数を乗じて得た額

(2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数に相当する数を乗じて得た額

第6条 保険料の賦課期日後に旧令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。)、口若しくはハ、第2号口、第3号口又は第4号口に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該該当するに至った日が平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った旧令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額

(2) 当該該当するに至った日が平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 旧令第38条第1項第1号イ、口若しくはハ、第2号口、第3号口又は第4号口に該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数に相当する数を乗じて得た額及び該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数に相当する数を乗じて得た額の合算額

(3) 当該該当するに至った日が平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 旧令第38条第1項第1号イ、口若しくはハ、第2号口、第3号口又は第4号口に該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数に相当する数を乗じて得た額、該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数に相当する数を乗じて得た額及び該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4) 当該該当するに至った日が平成13年10月中である場合 旧令第38条第1項第1号イ、口若しくはハ、第2号口、第3号口又は第4号口に該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額及び該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該該当するに至った日が平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 旧令第38条第1項第1号イ、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、同項第1号イ、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数に相当する数を乗じて得た額及び該当するに至った同項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数に相当する数を乗じて得た額の合算額

(岡崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の廃止等)

第7条 岡崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例(平成11年岡崎市条例第20号)は、廃止する。

2 この条例による廃止前の岡崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の規定に基づく岡崎市介護認定審査会並びに会長、副会長及び委員は、この条例の規定に基づく岡崎市介護認定審査会並びに会長、副会長及び委員となり、同一性をもって存続するものとみなす。

(額田郡額田町の編入に伴う経過措置)

第8条 額田郡額田町(以下「旧額田町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に額田町介護保険条例(平成12年額田町条例第2号。以下「旧額田町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

2 編入日の前日に旧額田町の第1号被保険者であった者で、編入日以後引き続き市内に住所を有するもの又は法第13条第1項若しくは第2項の規定が適用されるものに係る平成17年度分の保険料の賦課徴収については、この条例の規定にかかわらず、旧額田町条例の規定の例による。

3 編入日の前日に旧額田町の区域内に住所を有しております、編入日以後引き続き市内に住所を有する者又は編入日の前日において法第13条第1項若しくは第2項の規定の適用により旧額田町の法第9条第2号に規定する第2号被保険者であった者で編入日から平成18年3月31日までの間に第1号被保険者となったものに係る平成17年度分の保険料に係る保険料率及び普通徴収に係る納期については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、旧額田町条例の規定の例による。

4 旧額田町条例の規定により、旧額田町の第1号被保険者に賦課すべきであった保険料に係る保険料率については、第3条の規定にかかわらず、旧額田町条例の規定の例による。

5 編入日前にした旧額田町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧額田町条例の規定の例による。

(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)

第9条 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 31,520円

(2) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 31,520円

(3) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 39,640円

(4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第1号に該当する者(以下この項において「第1号該当者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 35,820円

(5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第1号該当者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 35,820円

(6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第1号該当者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 43,460円

(7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第1号該当者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第4号に該当するもの 51,580円

2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 39,640円

- (2) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 39,640円
- (3) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 43,460円
- (4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号に該当する者(以下「第3号該当者」という。)に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 47,760円
- (5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第3号該当者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 47,760円
- (6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第3号該当者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 51,580円
- (7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第3号該当者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第4号に該当するもの 55,400円

## (平成20年度における保険料率の特例)

第10条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の平成18年介護保険等改正令(以下この条において「新平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第1号に該当するもの 39,640円
- (2) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 39,640円
- (3) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 43,460円
- (4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者(以下この条において「第5号該当者」という。)に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第1号に該当するもの 47,760円
- (5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 47,760円
- (6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 51,580円
- (7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第4号に該当するもの 55,400円

## (平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

第11条 政令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第3条の規定にかかわらず、44,280円とする。

## 附 則(平成13年3月23日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成14年3月25日条例第10号)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市介護保険条例第8条、第9条の2及び第9条の3の規定は、平成14年度分の保険料から適用し、平成13年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 附 則(平成15年3月25日条例第9号)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡崎市介護保険条例第3条及び第9条の2の規定は、平成15年度以後の年度分の保険料について適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 附 則(平成17年10月5日条例第82号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

## 附 則(平成18年3月27日条例第25号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の岡崎市介護保険条例第3条、第5条及び第9条の2の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月28日条例第20号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第10号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第12号)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の岡崎市介護保険条例第3条、第5条及び第9条の2の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月26日条例第12号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## ○岡崎市介護保険規則

平成12年3月31日  
規則第32号

### (趣旨)

第1条 この規則は、岡崎市介護保険条例(平成12年岡崎市条例第22号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、市が行う介護保険に関し必要な事項を定めるものとする。

### (認定審査会の合議体の数)

第2条 岡崎市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)に、18以内で市長が必要と認める数の合議体を置く。

### (1合議体の委員の定数)

第3条 1合議体の委員の定数は、5人とする。

### (合議体の招集)

第4条 合議体は、会長が招集する。

### (審査判定の受託)

第5条 認定審査会は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条の2の規定による介護扶助の決定のための要介護認定に係る審査判定業務を委託されたときは、同法第6条第2項に定める要保護者についても審査判定業務を行うことができる。

### (認定審査会の運営)

第6条 この規則に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、会長が認定審査会に諮って定める。

### (協議会の会長及び副会長)

第6条の2 岡崎市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条の3 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (協議会の運営)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### (資格者証の交付)

第8条 市長は、被保険者から介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第27条第1項、第28条第2項、第29条第1項、第32条第1項、第33条第2項、第33条の2第1項、第36条又は第37条第2項の規定による申請があったときは、被保険者証に代えて介護保険資格者証を交付するものとする。

### (受給資格証明書の交付)

第9条 市長は、要介護被保険者等(要介護認定又は要支援認定を受けている者をいう。以下同じ。)が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第24条の規定により転出の届出を行い、市内に住所を有しなくなったと認めた場合(法第13条第1項に規定する住所地特例対象被保険者を除く。)は、要介護被保険者等であったことを証する受給資格証明書を当該要介護被保険者等に交付するものとする。

### (利用者負担額減額及び免除)

第10条 法第50条の規定による介護給付の割合又は法第60条の規定による予防給付の割合(以下「介護給付割合等」という。)の変更を受けようとする者は、利用者負担額減額・免除申請書に被保険者証を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の介護給付割合等の変更について、別表第1の左欄に掲げる要介護被保険者等の介護給付割合等をその事由の発生日の属する月からの1年間(減免申請書の提出がやむを得ない理由で遅滞した場合は、提出日の属する月から1年間)、それぞれ同表の右欄に掲げる給付割合とすることができる。

3 市長は、第1項の申請があった場合は、速やかに審査し、介護給付割合等の変更の可否を決定し、利用者負担額減額・免除決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により介護給付割合等を変更したときは、当該申請者に対し利用者負担額減額・免除認定証を交付するものとする。

### (特例居宅介護サービス費等の支給)

第11条 法第42条第1項に規定する特例居宅介護サービス費、法第42条の3第1項に規定する特例地域密着型介護サービス費、法第47条第1項に規定する特例居宅介護サービス計画費、法第49条第1項に規定する特例施設介護サービス費、法第51条の3第1項に規定する特例特定入所者介護サービス費、法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費、法第54条の3第1項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費若しくは法第59条第1項に規定する特例居宅支援サービス計画費、法第61条の3第1項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費又は法第66条第1項の規定により支払方法変更の記載を受けた者であって、法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費、法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費、法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費、法第51条の2第1項に規定する特定入所者介護サービス費、法第53条第1項に規定する介護予防サ

一  
サービス費、法第54条の2第1項に規定する地域密着型介護予防サービス費、法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費、法第61条の2第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費若しくは法第48条第1項に規定する施設介護サービス費(以下「特例居宅介護サービス費等」という。)の支給を受けようとする者は、介護保険特例居宅介護サービス費等支給申請書にサービスに要した費用に関する証拠書類その他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、支給の可否を決定し、介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等支給(不支給)決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の特例居宅介護サービス費等の額は、それぞれ法の規定により市が当該額を定める上で基準とされている額とする。

#### (居宅介護福祉用具購入費等の支給)

第12条 法第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費又は法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費の支給を受けようとする者は、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費申請書に特定福祉用具の購入に係る領収証その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、支給の可否を決定し、介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費等支給(不支給)決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

#### (居宅介護住宅改修費等の支給)

第13条 法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給を受けようとする者は、法第45条第1項又は法第57条第1項に規定する住宅改修を行おうとするときには、あらかじめ、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書に当該住宅改修に要する費用の見積りその他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る住宅改修の完了後、当該申請に係る住宅改修に要した費用に係る領収証その他必要書類の提出があった場合は、速やかに審査し、支給の可否を決定し、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費等支給(不支給)決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

#### (高額介護サービス費等の支給)

第14条 法第51条に規定する高額介護サービス費又は法第61条に規定する高額介護予防サービス費の支給を受けようとする者は、介護保険高額介護(介護予防)サービス費等支給申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、支給の可否を決定し、当該申請者に介護保険高額介護(介護予防)サービス費等支給(不支給)決定通知書により通知するものとする。

#### (高額医療合算介護サービス費等の支給)

第14条の2 法第51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費又は法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費(第3項において「高額医療合算介護サービス費等」という。)の支給を受けようとする者は、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、当該申請者の自己負担額を自己負担額証明書により当該申請者に通知するものとする。ただし、当該申請者が愛知県後期高齢者医療広域連合又は岡崎市国民健康保険の被保険者である場合は、当該通知を省略できるものとする。

3 市長は、愛知県国民健康保険団体連合会又は医療保険者から高額医療合算介護サービス費等の支給額の計算に係る結果の通知を受けたときは、当該申請者に高額介護合算療養費等支給(不支給)決定通知書により通知するものとする。

#### (徴収猶予の承認又は却下)

第15条 市長は、保険料の徴収猶予を承認し、又は却下をしたときは、介護保険料徴収猶予承認通知書又は介護保険料徴収猶予却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

#### (保険料の減免)

第16条 条例第9条第1項の規定による保険料の減免の額は、別表第2の左欄に掲げる事由の区分に応じ、当該事由が発生した年度に限り(別表第2(1)項に該当する場合を除く。)、それぞれ同表の右欄に掲げる額(10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下この項において同じ。)とする。ただし、第1号被保険者で法第63条の規定の適用を受け、かつ、その適用を受ける期間が2月を超えるものに該当する者にあっては、当該事由が継続する期間において、別表第2(5)項の右欄に掲げる額とする。

2 同一人が別表第2の左欄に掲げる事由の2以上に該当する場合は、当該事由のうち、減免額の最も多い事由を適用するものとする。

3 条例第9条第2項に規定する申請書の提出は、減免の事由が発生した日以後最初に到来する納期の末日と当該減免の事由が発生した日から30日を経過する日とのいずれか遅い日までに行わなければならない。ただし、当該期限までに申請書を提出することができないやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第16条の2 条例第9条の2第1項の規定による保険料の減免の額は、別表第3の左欄に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額(10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

#### (減免の承認又は却下)

第17条 市長は、保険料の減免を承認し、又は却下をしたときは、介護保険料減免承認通知書又は介護保険料減免却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

#### (滞納処分)

第18条 市長は、法第144条の規定により保険料その他の徴収金について地方税の滞納処分の例により処分する場合は、地方税の滞納処分の場合における徴税吏員の事務に相当する事務を、福祉保健部長寿課に勤務を命ぜられた職員のうち市長が指定する者に委任する。

2 前項の規定により事務を委任された者は、同項の事務を行う場合は、その身分を証明する徴収職員証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福祉保健部長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(岡崎市介護認定審査会規則の廃止)

2 岡崎市介護認定審査会規則(平成11年岡崎市規則第32号)は、廃止する。

附 則(平成12年9月29日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月28日規則第70号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第16号)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の岡崎市介護保険規則第16条第1項及び第16条の2並びに別表第2及び別表第3の規定は、平成14年度分の保険料から適用し、平成13年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月31日規則第41号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月19日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月30日規則第43号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第47号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の岡崎市介護保険規則第16条及び第16条の2並びに別表第2及び別表第3の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月26日規則第24号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月15日規則第46号)

この規則は、平成21年8月1日から施行する。ただし、別表第2(2)項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日規則第17号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1

区分	事由	給付の割合
(1)	震災、風水害等の自然災害又は火災その他これに類する災害(以下「災害」と総称する。)により自己又はその属する世帯の生計中心者が所有し、かつ、居住の用に供する住宅又は家財について損害を受けた金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。以下この表において同じ。)が、その住宅又は家財の価格の10分の5以上である者	100分の100
(2)	災害により自己又はその属する世帯の生計中心者が所有し、かつ、居住の用に供する住宅又は家財について損害を受けた金額が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満である者	100分の95
(3)	その者の属する世帯の生計中心者が死亡したことにより、その世帯の収入が著しく減少した者	100分の95
(4)	その者の属する世帯の生計中心者が負傷、入院、失業等により、その世帯の収入が著しく減少した者	100分の95

別表第2

区分	事由	減免の額	
(1)	災害により、第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者(以下この表において「第1号被保険者等」と総称す	第1号被保険者等の属する世帯の合計所得金額(前年中の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、同法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額	当該事由が発生したことにより保険料の減免を受けようとする申請があった日(以下この表において「申請日」という。)以後1年内に到来する納期限に係る納付額

る。)が所有し、かつ、居住の用に供する住宅、家財又はその他の財産について損害を受けた金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。以下この表において同じ。)が、その住宅、家財又はその他の財産の価格の10分の5以上である者

(岡崎市市税条例(昭和25年岡崎市条例第24号。以下「市税条例」という。)第31条の3の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)若しくは同法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(市税条例第31条の3の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)又は市税条例附則第14条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額若しくは同条例附則第16条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下この表において同じ。)が500万円以下であるもの

(特別徴収に係るものにあっては、申請日の属する月の翌月以後1年以内に徴収すべき額)の全額に相当する額(以下「減免基礎額」という。)

	第1号被保険者等に係る合計所得金額が500万円を超え、750万円以下であるもの	減免基礎額の2分の1に相当する額
	第1号被保険者等に係る合計所得金額が750万円を超え、1,000万円以下であるもの	減免基礎額の4分の1に相当する額
	第1号被保険者等に係る合計所得金額が500万円以下であるもの	減免基礎額の2分の1に相当する額
	第1号被保険者等に係る合計所得金額が500万円を超え、750万円以下であるもの	減免基礎額の4分の1に相当する額
	第1号被保険者等に係る合計所得金額が750万円を超え、1,000万円以下であるもの	減免基礎額の8分の1に相当する額
(2)	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又はその者が心身に重大な障がい(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級から4級までの身体の障がいがある者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の規定により身体障がい者手帳の交付を受けていること又は知能指数が50までの知的障がい者で、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けていることをいう。)を受け、若しくは長期間入院(入院の期間が継続して3箇月を経過したことをいう。)したことにより、その者の前年所得金額(前年の合計所得金額から当該年度に課された市民税の所得割の課税標準に係る配偶者控除額及び扶養控除額を控除した金額をいう。以下この表において同じ。)が350万円以下で、かつ、当該年所得金額(保険料の減免を受けようとする申請があった日現在において、地方税法の規定による合計所得金額の計算の例によって算定した当該年の合計所得金額の見込額から当該年度に課された所得割の課税標準に係る配偶者控除額及び扶養控除額を控除した金額をいう。以下この表において同じ。)が前年所得金額の2分の1以下に減少すると認められる者	申請日以後に到来する納期限に係る納付額の2分の1に相当する額
(3)	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年所得金額が350万円以下で、かつ、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により、その者の当該年所得金額が前年所得金額の2分の1以下に減少すると認められる者	申請日以後に到来する納期限に係る納付額の2分の1に相当する額
(4)	第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年所得金額が350万円以下で、かつ、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により、その者の当該年所得金額が前年所得金額の2分の1以下に減少すると認められる者	申請日以後に到来する納期限に係る納付額の2分の1に相当する額
(5)	その他市長が特に認める事実がある者	拘禁された日の属する月から当該拘禁が解かれた日の属する月の前月までの月割により算定した額

上記以外の者

申請日以後に到来する納期限に  
係る納付額の範囲で必要と認めた  
額

別表第3

区分	事由	減免の額
(1)	条例第9条の2第1項第1号 に掲げる者	条例第3条第1号又は第2号に規定する額の2分の1に相当する額。ただし、 条例第5条の規定により保険料を算定された場合は、当該算定された額の2分 の1に相当する額
(2)	条例第9条の2第1項第2号 に掲げる者(次項に該当す る者を除く。)	条例第3条第3号に規定する額の3分の1に相当する額。ただし、条例第5条 の規定により保険料を算定された場合は、当該算定された額の3分の1に相当 する額
(3)	条例第9条の2第1項第2号 に掲げる者のうち、世帯員 の数が3人以上の場合で、 前年の世帯収入金額が60万 円に世帯員の数から2を減 じた数に35万円を乗じて得 た額を加算した金額以下で ある世帯に属するもの(生 計の援助を受けている者を 除く。)	条例第3条第3号に規定する額の3分の2に相当する額。ただし、条例第5条 の規定により保険料を算定された場合は、当該算定された額の3分の2に相当 する額

## ○豊田市介護保険条例

平成12年3月29日  
条例第4号

## 目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 介護認定審査会(第2条・第3条)
- 第3章 保険給付(第4条・第5条)
- 第4章 地域支援事業(第6条)
- 第5章 保険料(第7条～第14条)
- 第6章 雜則(第15条)
- 第7章 罰則(第16条～第20条)
- 附則

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第15条第1項、第62条、第115条の44第4項、第129条第2項、第133条、第142条、第146条及び第214条の規定に基づき、市が行う介護保険に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 介護認定審査会

## (介護認定審査会の委員の定数)

第2条 豊田市介護認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、150人以内で市長が定める数とする。

## (委任)

第3条 前条に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第3章 保険給付

## (特別給付)

第4条 市は、特別給付として、おむつの購入費を支給する。

## (特別給付費の支給)

第5条 市は、居宅要介護被保険者が、市長が指定するおむつ販売事業者(以下「指定特別サービス事業者」という。)からおむつの販売サービス(以下「指定特別サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定特別サービスに要した費用について、前条に規定する費用(以下「特別給付費」という。)を支給する。

- 2 特別給付費は、市長が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
- 3 特別給付費の額は、月額3,000円(その額が現に当該指定特別サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定特別サービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。
- 4 居宅要介護被保険者が指定特別サービス事業者から指定特別サービスを受けたときは、市は、当該居宅要介護被保険者が当該指定特別サービス事業者に支払うべき当該指定特別サービスに要した費用について、特別給付費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定特別サービス事業者に支払うことができる。
- 5 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護被保険者に対し特別給付費の支給があったものとみなす。
- 6 前各項に定めるもののほか、特別給付費の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

## 第4章 地域支援事業

## (地域支援事業の利用料)

第6条 法第115条の44第4項に定める利用料の額は、1回につき500円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

## 第5章 保険料

#### (保険料率)

第7条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 2万3,028円
  - (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 2万3,028円
  - (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 3万4,542円
  - (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 4万6,056円
  - (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 5万662円
  - (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 5万7,570円
  - (7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 6万9,084円
- 2 令第39条第1項第5号イの市町村が定める額は、平成21年度から平成23年度までの間は、125万円とする。  
3 令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、平成21年度から平成23年度までの間は、200万円とする。

#### (普通徴収に係る納期)

第8条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

- |     |                |
|-----|----------------|
| 第1期 | 6月1日から同月30日まで  |
| 第2期 | 7月1日から同月31日まで  |
| 第3期 | 8月1日から同月31日まで  |
| 第4期 | 9月1日から同月30日まで  |
| 第5期 | 10月1日から同月31日まで |
| 第6期 | 11月1日から同月30日まで |
| 第7期 | 12月1日から同月25日まで |
| 第8期 | 1月1日から同月31日まで  |
- 2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対し、その納期を通知しなければならない。  
3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

#### (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

- 第9条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

#### (保険料の額の通知)

第10条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

#### (延滞金)

- 第11条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、市税の例により計算した延滞金を加算して納付しなければならない。
- 2 市長は、保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない事由がある

と認める場合においては、前項の延滞金を減免することができる。

#### (保険料の徴収猶予)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
  - (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
  - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
  - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する事由により著しく減少したこと。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか特別の事由があること。
- 2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
  - (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
  - (3) 徴収猶予を必要とする事由

#### (保険料の減免)

第13条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日前7日(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
  - (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
  - (3) 減免を必要とする事由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

#### (保険料に関する申告)

第14条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者本人及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合(同法第317条の2第1項ただし書(法附則第35条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により当該申請書を提出する義務がない場合を含む。)においては、この限りでない。

#### 第6章 雜則

#### (委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 第7章 罰則

第16条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第17条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第18条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第19条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第20条 第16条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2 第16条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
(豊田市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)
- 2 豊田市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成11年条例第32号)は、廃止する。  
(町村の編入に伴う経過措置)
- 3 西加茂郡藤岡町、西加茂郡小原村、東加茂郡足助町、東加茂郡下山村、東加茂郡旭町及び東加茂郡稻武町(以下「旧町村」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に藤岡町介護保険条例(平成12年藤岡町条例第23号)、小原村介護保険条例(平成12年小原村条例第26号)、足助町介護保険条例(平成12年足助町条例第18号)、下山村介護保険条例(平成12年下山村条例第3号)、旭町介護保険条例(平成12年旭町条例第10号)又は稻武町介護保険条例(平成12年稻武町条例第17号)(以下「旧町村条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 編入日の前日に旧町村区域の第1号被保険者であった者に対する保険料率については、平成17年度分に限り、第6条の規定にかかわらず、旧町村条例の例による。ただし、旧町村区域の第1号被保険者で、編入日以後に編入日より前の日を異動日として当該旧町村区域から旧町村編入前の市(以下「旧市」という。)の区域に住所を異動したものについては、この限りでない。
- 5 旧市の区域又は旧町村区域の第1号被保険者で、編入日以後に編入日より前の日を異動日として当該旧市区域から当該旧町村区域又は当該旧町村区域から当該他の旧町村区域に住所を異動したものに対する平成17年度分の保険料率については、当該住所を異動した先の旧町村条例の例による。
- 6 前項の規定にかかわらず、第1号被保険者が介護保険施設に入所するため当該介護保険施設の所在する区域に住所を異動したときは、この限りでない。
- 7 旧市又は旧町村の区域外の市町村の第1号被保険者で、編入日以後に編入日より前の日を異動日として旧町村区域に転入したものに対する平成17年度分の保険料率については、当該転入した先の旧町村条例の例による。
- 8 旧町村区域において、編入日以後新たに第1号被保険者となった者に対する平成17年度分の保険料率については、第6条の規定にかかわらず、当該第1号被保険者が住所を有する旧町村区域の旧町村条例の例による。  
(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)
- 9 平成12年度における保険料率は、第6条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,446円  
(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,669円  
(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 8,892円  
(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 1万1,115円  
(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 1万3,338円
- 10 平成13年度における保険料率は、第6条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
(1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 1万3,338円  
(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 2万7円  
(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 2万6,676円  
(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 3万3,345円  
(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 4万14円  
(平成12年度及び平成13年度における納期の特例等)
- 11 平成12年度の納期は、第7条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。  
第1期 10月1日から同月31日まで  
第2期 11月1日から同月30日まで  
第3期 12月1日から同月25日まで  
第4期 1月1日から同月31日まで
- 12 平成12年度において第7条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」あるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。
- 13 平成13年度においては、第5期から第8期までの納期に納付すべき保険料の額は、第1期から第4期までの納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。  
(平成12年度及び平成13年度における普通徴収の特例)
- 14 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料の額(次項において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間ににおいて被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この項において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次に掲げる額の合算額とする。  
(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料の額(以下「平成13年度通年保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間ににおいて被保険者資格を有する月数を乗じて得た額  
(2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間ににおいて被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- 15 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この項において同じ。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
(1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額  
(2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額  
(3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じ

て得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の割合の特例)

- 16 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(平成12年度における保険料の減免の申請期限の特例)

- 17 平成12年10月から同年12月までの間に徴収される保険料の減免の申請期限は、第12条第2項の規定にかかわらず、同年12月25日までとする。

#### 附 則(平成12年12月22日条例第79号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の附則第11項の規定は、平成12年8月16日から適用する。

#### 附 則(平成13年3月30日条例第23号)

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

#### 附 則(平成15年3月28日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日前に改正前の豊田市介護保険条例第5条の規定により寝具の貸与サービスを受けた者に係る平成15年3月分までの特別給付費の支給については、改正後の豊田市介護保険条例(以下「新条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新条例第6条の規定は、平成15年度以後の年度分の保険料について適用し、平成14年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条ただし書の規定は、平成16年度以後の年度分の保険料について適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

#### 附 則(平成16年12月27日条例第130号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成18年3月30日条例第30号)

改正 平成20年3月28日条例第27号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊田市介護保険条例(以下「新条例」という。)第7条の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- (平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例)
- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。次項において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、新条例第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新条例第7条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、新条例第7条第1号に該当するもの 3万397円
- (2) 新条例第7条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第2号に該当するもの 3万397円
- (3) 新条例第7条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第3号に該当するもの 3万8,227円
- (4) 新条例第7条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第1号に該当するもの 3万4,542円
- (5) 新条例第7条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第2号に該当するもの 3万4,542円
- (6) 新条例第7条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第3号に該当するもの 4万1,911円
- (7) 新条例第7条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第4号に該当するもの 4万9,741円
- 4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、新条例第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新条例第7条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第1号に該当するもの 3万8,227円
- (2) 新条例第7条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第2号に該当するもの 3万8,227円
- (3) 新条例第7条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第3号に該当するもの 4万1,911円
- (4) 新条例第7条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの(以下この項において「第4項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第1号に該当するもの 4万6,056円
- (5) 新条例第7条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第2号に該当するもの 4万6,056円
- (6) 新条例第7条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措

- 置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第3号に該当するもの 4万9,741円
- (7) 新条例第7条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第4号に該当するもの 5万3,425円
- 5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第5号又は6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、新条例第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新条例第7条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第1号に該当するもの 3万8,227円
- (2) 新条例第7条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第2号に該当するもの 3万8,227円
- (3) 新条例第7条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第3号に該当するもの 4万1,911円
- (4) 新条例第7条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者(以下この項において「第5号該当者」という。)に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第1号に該当するもの 4万6,056円
- (5) 新条例第7条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第2号に該当するもの 4万6,056円
- (6) 新条例第7条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第3号に該当するもの 4万9,741円
- (7) 新条例第7条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第7条第4号に該当するもの 5万3,425円

#### 附 則(平成20年3月28日条例第27号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成21年3月31日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊田市介護保険条例(以下「新条例」という。)第7条及び第9条第3項の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第11条の規定は、施行日以後に到来する納期限でその納期限後に納付された保険料について適用し、施行日前の納期限でその納期限後に納付された保険料については、なお従前の例による。  
(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)
- 4 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第7条の規定にかかわらず、3万9,148円とする。

#### 附 則(平成21年12月24日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 知多北部広域連合 (22 東海市、23 大府市、24 知多市、47 東浦町)

## 知多北部広域連合介護保険条例

(平成12年3月3日 条例第3号)

改正 平成13年3月1日条例第4号

改正 平成15年3月4日条例第1号

改正 平成17年3月1日条例第1号

改正 平成17年8月30日条例第3号

改正 平成18年2月28日条例第3号

改正 平成18年3月1日条例第5号

改正 平成19年2月27日条例第3号

改正 平成20年2月29日条例第1号

改正 平成21年3月2日条例第1号

## 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 介護認定審査会（第2条）

第3章 保険給付（第3条・第4条）

第4章 保険料（第5条—第13条）

第5章 保健福祉事業（第14条）

第6章 雜則（第15条）

第7章 罰則（第16条—第19条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、法令に定めがあるもののほか、知多北部広域連合（以下「広域連合」という。）が行う介護保険について必要な事項を定めるものとする。

第2章 介護認定審査会

（介護認定審査会）

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第14条の規定により広域連合に設置する介護認定審査会の委員の定数は、190人以内とする。

2 前項に定めるもののほか、介護認定審査会について必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 保険給付

#### (特例居宅介護サービス費等の額)

第3条 法第42条第2項に規定する特例居宅介護サービス費の額、法第42条の3第2項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額、法第47条第2項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額、法第49条第2項に規定する特例施設介護サービス費の額、法第51条の3第2項に規定する特例特定入所者介護サービス費の額、法第54条第2項に規定する特例介護予防サービス費の額、法第54条の3第2項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の額、法第59条第2項に規定する特例介護予防サービス計画費の額及び法第61条の3第2項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の額は、それぞれこれらの規定により市町村が当該額を定める際の基準とされている額とする。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めるとときは、別に定める額とすることができる。

#### (居宅介護サービス費等の額等の特例)

第4条 法第50条の規定に基づく居宅介護サービス費等の額の特例又は法第60条の規定に基づく介護予防サービス費等の額の特例（以下「居宅介護サービス費等の額等の特例」という。）の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に法第50条又は法第60条に規定する特別の事情を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 要介護被保険者等（法第62条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）及び主たる生計維持者（要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所
- (2) 居宅介護サービス費等の額等の特例の適用を受けようとする理由
- (3) その他広域連合長が必要と認める事項

2 居宅介護サービス費等の額等の特例の適用を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を広域連合長に届け出なければならない。

### 第4章 保険料

#### (保険料率及び保険料の額)

第5条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、介護保

険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項の基準に基づき算定するものとし、当該年度分の保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 24, 498円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 24, 498円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 36, 747円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 48, 996円
- (5) 次のいずれかに該当する者 56, 345円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。）

- (6) 次のいずれかに該当する者 61, 245円

ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 73, 494円

ア 合計所得金額が200万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

- (8) 前各号のいずれにも該当しない者 85, 743円

2 前項の保険料率により算定する当該年度における保険料の額は、その100円未満の端数を切り捨てる。

(普通徴収に係る納期)

第6条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）の方法によって徴収する保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

- 第1期 7月1日から同月31日まで
- 第2期 8月1日から同月31日まで
- 第3期 9月1日から同月30日まで
- 第4期 10月1日から同月31日まで
- 第5期 12月1日から同月25日まで
- 第6期 翌年2月1日から同月末日まで

2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、広域連合長が別に定めることができる。この場合において、広域連合長は、当該第1号被保険者に対し、その納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、資格喪失等があった場合の保険料の額)

第7条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、当該第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、口若しくはハ、第2号ロ、第3号口若しくは第4号ロ又は第5条第1項第5号イ、第6号イ若しくは第7号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る

保険料の額と当該該当するに至った日の属する月からこれらの規定に規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(保険料の額の通知)

第8条 広域連合長は、保険料の額を定めたときは、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(督促)

第9条 納付義務者（法第132条に規定する普通徴収に係る保険料の納付義務者をいう。以下同じ。）が納期限（納期の末日をいう。以下同じ。）までに保険料を完納しない場合においては、広域連合長は、当該納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。

- 2 前項に規定する督促状に指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(延滞金)

第10条 納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額の額を計算する場合において、100円未満の端数が生じたとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(保険料の徴収猶予)

第11条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当することにより、納付義務者がその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、12月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又は主たる生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 主たる生計維持者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認める事情があること。

2 前項の申請は、広域連合長に申請書を提出することによりしなければならない。  
(保険料の減免)

第12条 広域連合長は、前条第1項各号のいずれかに該当することにより、納付義務者がその納付すべき保険料を納付することができないと認める場合においては、当該納付義務者の申請により、規則で定めるところにより保険料を減免することができる。

2 前項の申請は、規則で定める日までに、広域連合長に申請書を提出することによりしなければならない。

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に届け出なければならない。

第12条の2 広域連合長は、前条第1項に規定する場合のほか、第5条第1項第1号、第2号及び第3号に該当する者が、次の各号のいずれにも該当する場合においては、当該納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。

- (1) 世帯員全員の収入金額及び預貯金額が規則で定める基準に該当すること。
- (2) 規則で定める被扶養者に該当しないこと。

2 前項の申請は、規則で定める日までに、広域連合長に申請書を提出することによりしなければならない。

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に届け出なければならない。

(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、広域連合長が別に定める場合を除き、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、当該第1号被保険者の所得状況及び当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。

## 第5章 保健福祉事業

### (利用者負担の減免)

第14条 広域連合長は、第12条の2第1項の規定により保険料の減免を受けている者が介護給付等（法第20条に規定する介護給付等をいう。）を受けたときに、当該者が負担すべき費用の一部を規則で定めるところにより減免することができる。

## 第6章 雜則

### (委任)

第15条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

## 第7章 罰則

第16条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）、又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第17条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対しては、10万円以下の過料を科する。

第18条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第19条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第

150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年度における保険料率及び保険料額の特例)

第2条 平成12年度における保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 3, 681円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 5, 521円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 7, 362円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 9, 202円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 11, 043円

2 第5条第2項の規定は、前項の保険料率により算定する平成12年度における保険料の額について準用する。

(平成13年度における保険料率及び保険料額の特例)

第3条 平成13年度における保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 11, 043円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 16, 564円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 22, 086円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 27, 607円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 33, 129円

2 第5条第2項の規定は、前項の保険料率により算定する平成13年度における保険料の額について準用する。

(平成12年度及び平成13年度における納期の特例)

第4条 平成12年度の納期は、第6条第1項の規定にかかわらず、次のとおりと

する。

第1期 10月1日から同月31日まで

第2期 12月1日から同月25日まで

第3期 翌年2月1日から同月末日まで

- 2 平成12年度において第6条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができます」とする。
- 3 平成13年度においては、第4期から第6期の納期に納付すべき保険料の額は、第1期から第3期の納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成12年度又は平成13年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、資格喪失等があった場合の保険料の額の特例)

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、同年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料の額（次条において「平成12年度通年保険料額」という。）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有した場合の保険料の額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第6条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日まで

の間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までの  
いづれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額

- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31  
日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第  
3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額  
を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する  
月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項  
第1号から第4号までのいづれかに規定する者として支払うべき平成12年度  
通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平  
成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの  
間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又  
は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で  
除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月  
までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号から第  
4号までのいづれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額  
を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9  
月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号  
から第4号までのいづれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保  
険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第  
1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかった  
とした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに  
至った令第38条第1項第1号から第4号までのいづれかに規定する者として  
支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31  
日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第  
3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額  
を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3  
号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を

9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(延滞金の割合の特例)

第7条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(知多北部広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)

第8条 知多北部広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年知多北部広域連合条例第27号）は、廃止する。

附 則（平成13年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第1号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、平成15年度分の介護保険料から適用し、平成14年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の知多北部広域連合介護保険条例第14条の規定は、平成15年4月1日以降に介護給付等に係る居宅サービス等を利用したもの、特定福祉用具を購入したもの及び住宅改修を着工したものから適用する。

附 則（平成17年条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第3号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第3号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第5号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例）

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下この条において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 31,212円
- (2) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 31,212円
- (3) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 39,252円
- (4) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）

附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この項において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 35,469円

- (5) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 35,469円
- (6) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 43,035円
- (7) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第4号に該当するもの 51,075円
- 2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第5条第1項の規定にかかるらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 39,252円
- (2) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 39,252円
- (3) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 43,035円
- (4) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及

びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 47,292円

- (5) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 47,292円
- (6) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 51,075円
- (7) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第4号に該当するもの 54,858円

3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の平成18年介護保険等改正令（以下この条において「新平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 39,252円
- (2) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 39,252円

- (3) 第5条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 43,035円
- (4) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第1号に該当するもの 47,292円
- (5) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第2号に該当するもの 47,292円
- (6) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第3号に該当するもの 51,075円
- (7) 第5条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1項第4号に該当するもの 54,858円

#### 附 則（平成19年条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成20年条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

第2条 改正後の知多北部広域連合介護保険条例の規定は、平成21年度分の保険

料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度における保険料率の特例)

第3条 令附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、41, 646円とする。

第4条 平成21年度から平成23年度における保険料率は、第5条第1項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第5条第1項第1号に掲げる者 24, 180円
- (2) 第5条第1項第2号に掲げる者 24, 180円
- (3) 第5条第1項第3号に掲げる者 36, 270円
- (4) 第5条第1項第4号に掲げる者（第9号に該当するものを除く。） 48, 360円
- (5) 第5条第1項第5号に掲げる者 55, 614円
- (6) 第5条第1項第6号に掲げる者 60, 450円
- (7) 第5条第1項第7号に掲げる者 72, 540円
- (8) 第5条第1項第8号に掲げる者 84, 630円
- (9) 前条に規定する者 41, 106円

## 弥富市介護保険規則別表第2に係る内規(改正後)

## (目的)

第1条 この内規は弥富市介護保険規則別表第2に規定する、減免割合のうち、市長が介護保険料の減免を必要と認めた者の、必要と認めた額について定める。

## (適用範囲)

第2条 この内規で定める範囲は、規則に定める次の理由と対象者に係るものとする。

## 弥富市介護保険規則別表(抜粋)

理由	対象者	減免割合
その他特別の理由により市長が認めた場合	市長が必要と認めた者	市長が必要と認めた額

## (対象者)

第3条 対象者は、減免申請をした日の属する月の前3月における収入金額の平均金額が、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に規定する基準生活費の1.1倍未満の世帯に属する者とする。

## (減免割合)

第4条 減免割合は、次の表に定める率とする。

対象者	減免割合
弥富市介護保険条例第2条第2号該当	
弥富市介護保険条例第2条第3号該当	
弥富市介護保険条例第2条第4号該当	保険料額の10分の5
弥富市介護保険条例第2条第5号該当	

## (申請方法)

第5条 被保険者からの申請に基づき、個別に審査して決定する。

## 附 則

この内規は、平成18年12月1日から施行し平成18年4月1日から適用する。

## 附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

## 弥富市介護保険規則別表第1に係る内規

### (目的)

第1条 この内規は、弥富市介護保険規則別表第1に規定する、給付割合のうち、市長が利用者負担割合の変更を必要と認めた者の、必要と認めた割合について定める。

### (適用範囲)

第2条 この内規で定める範囲は、規則に定める次の事由と対象者に係るものとする。

### 弥富市介護保険規則別表（抜粋）

事由	対象者	給付割合
その他特別の理由により市長が認めた場合	市長が必要と認めた者	市長が必要と認めた割合

### (対象者)

第3条 対象者は、負担割合変更申請前3ヶ月の平均収入月額が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準生活費以下の世帯に属する者とする。

### (給付割合)

第4条 給付割合は、次の表に定める率とする。

対象者	給付割合
弥富市介護保険条例第2条第2号該当者で介護保険料の減免に認定されたもの	給付額の100分の95
弥富市介護保険条例第2条第3号該当者で介護保険料の減免に認定されたもの	

### (申請方法)

第5条 被保険者からの申請に基づき、個別に審査して決定する。

### 附 則

この内規は、平成19年10月1日から施行する。

## 第2節 介護保険

### ○弥富市介護保険条例

（平成12年3月31日）  
（条例 第31号）

改正 平成15年3月31日条例第8号  
平成20年3月31日条例第11号

平成18年3月31日条例第63号  
平成21年3月31日条例第14号

（趣旨）

第1条 弥富市（以下「市」という。）が行う介護保険に関しては、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（保険料）

第2条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 2万1,000円 → 2万700円 (平成21年4月1日から)
- (2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 2万1,000円 → 2万700円
- (3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 3万1,500円 → 3万1,000円
- (4) 政令第38条第1項第4号に掲げる者 4万2,000円 → 4万1,400円
- (5) 政令第38条第1項第5号に掲げる者 5万2,500円 → 5万1,700円
- (6) 政令第38条第1項第6号に掲げる者 6万3,000円 → 6万2,100円

A 〔弥富市②六〕  
（普通徴収に係る納期）

第3条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

- 第1期 5月1日から同月31日まで  
第2期 7月1日から同月31日まで  
第3期 9月1日から同月30日まで  
第4期 11月1日から同月30日まで  
第5期 翌年1月1日から同月31日まで